

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

第2回宿泊衛生専門委員会



日 時 : 令和8年3月16日(月) 10:00
場 所 : 生涯学習交流センター松の館 会議室B



青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って



青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
第2回宿泊衛生専門委員会 次第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 報告事項

- 【報告第1号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
宿泊衛生専門委員会委員の変更について…………… 1
- 【報告第2号】青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会の報告について…… 2
- 【報告第3号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市弁当調整施設の
指定について…………… 5

(2) 審議事項

- 【議案第1号】青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当料金（案）…………… 7
- 【議案第2号】青の煌めきあおもり国スポつがる市救護所設置計画（案）…………… 8

4 閉会

○参考資料

- 資料1 宿泊衛生専門委員会委員名簿…………… 9
- 資料2 青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項（一部抜粋）……………10
- 資料3 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則……………11
- 資料4 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
専門委員会規程……………16

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員の変更について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則第13条第5項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会第1回宿泊衛生専門委員会（令和7年1月28日開催）以降、令和8年3月16日までの間における委員等の変更について、次のとおり報告します。

（敬称略）

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
つがる市観光物産協会/副会長		小山内 金弥
つがる市経済部観光・ブランド戦略課/課長	原田 隆彦	小寺 拓

青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会本市開催競技の結果報告について

令和7年度に本市で開催した、青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会の結果について、次のとおり報告する。

1 大会概要

競技名	大会名	会期	備考
柔道	第75回東北高等学校柔道大会	R7.6.21(土)・22(日)	

2 参加者等(延べ人数)

青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会の競技会における参加者等の実績は以下のとおり。

(単位：人)

競技名	選手・監督等	大会関係者 ※注	競技会係員 (市職員)	関係業者等	一般観覧者	合計
柔道	547	361	74	54	2,155	3,191

注 大会関係者とは、大会役員、競技役員、競技補助員、視察員をいう。

開会式・閉会式



▲開会式



▲開会式



▲閉会式



▲閉会式

競技会



▲柔道（男子団体）



▲柔道（男子団体）



▲柔道（女子団体）



▲柔道（女子団体）



▲柔道（男子個人）



▲柔道（男子個人）



▲柔道（女子個人）



▲柔道（女子個人）

おもてなし・歓迎装飾・出店・会場の様子



▲おもてなしコーナー

○アップルパイ（1日250個）

○水・スポーツドリンク（各1日120本）



▲受付案内係



▲大会役員席



▲出店



▲応援席



▲会場全体

表彰式



青の煌めきあおもり国スポにおけるつがる市 弁当調製施設の指定について

青の煌めきあおもり国スポにおけるつがる市弁当調製施設の募集を行い、応募内容を確認した結果、下記の2つの施設が「青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調製施設選考基準」を満たしていることから、青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調達実施要項に基づき、つがる市弁当調製施設として指定したことを報告します。

記

(順不同)

No.	施設名	所在地	指定日
1	株式会社 今長仕出しセンター	つがる市森田町森田駒ヶ沢9-4	R7.6.10
2	株式会社 鈴木	つがる市森田町床舞猿沢9-40	R7.6.10

弁当調製施設 調査票内容一覧

種類	施設名 選考基準		1	2
			今長仕出しセンター	鈴木
弁当の調製	1	国スポに提供可能な食数（平日・土・日・祝日 100 食以上）	600 食	600 食
	2	前日午後 6 時までの受注（あらかじめ予定した数量に対する変更等）、当日午前 11 時までの納入	○	○
	3	単価に応じた調製	○	○
	4	原材料につがる市産品・青森県産品を積極的に使用する等、郷土の特色を活かした弁当の調製	○	○
	5	栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供	○	○
	6	実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供	○	○
	7	メニューの日替わりが 4 日以上	○	○
施設の対応	8	冷蔵車等適切な温度管理のできる車両による配達・待機	○	○
	9	実行委員会が指定する弁当付属品の提供	○	○
	10	実行委員会が指定する日時及び場所への搬入、容器等の回収	○	○
	11	弁当容器に実行委員会が指定する項目でのラベルシール等による表示	○	○
	12	実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供	○	○
	13	荒天等による大会変更、中止による実行委員会の指示への対応	○	○
衛生管理	14	過去 3 年以内の食中毒の事故歴	なし	なし
	15	食品衛生監視票が 80 点未満の場合、弁当発注時点で概ね 80 点以上を満たすよう改善できる見込み	80 点以上	80 点以上
	16	「大量調理施設衛生管理マニュアル」の実践	○	○
	17	HACCP に沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法等に基づき適正になされている	○	○
	18	検食として、原材料及び調理済み食品ごとに 50 g 程度を清潔な容器に密封し-20℃以下、2 週間以上の保存	○	○
	19	競技会開催前の 1 か月以内に検便検査の実施	○	○
	20	食品賠償保険等への加入	○	○

※その他提出書類：誓約書兼承諾書、食品衛生監視票、営業許可証、納税証明書、食品賠償保険証

青の煌めきあおもり国スポにおける弁当料金（案）

青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項（令和 6 年 12 月 12 日 令和 6 年度第 3 回国民スポーツ大会委員会決定）により、昼食弁当の料金は、お茶を含めて 1, 100 円以内（税抜）と決定したため、青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調達実施要項に基づく、弁当（付属品を含む。）の料金については、次の表のとおりとする。

種類	青の煌めきあおもり国スポ（本大会）	
	幹旋弁当	支給弁当
概要	選手・監督等の申込者から弁当料金を徴収して配布する弁当	大会運営を支える役員や係員等向けに実行委員会が弁当料金を負担して配布する弁当 ※うち競技会係員（市職員）は料金自己負担
提供対象者	選手・監督、都道府県本部役員、視察員、報道員	大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、医師・看護師、ボランティア、競技会係員
取扱期間	国スポ開催期間（公式練習日を含む）	
単価(税込)	1, 188 円	864 円
弁当付属品	お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き、持ち運び用袋	
容器等	外箱のデザイン等を市実行委員会で作成し、弁当調製施設に提供する。	

（参考）先催市の状況

開催市名	幹旋弁当（税込）	支給弁当（税込）
佐賀市（R6 佐賀国スポ）	1, 080 円	700 円
鹿児島市（R5 鹿児島国体）	972 円	700 円
宇都宮市（R4 栃木国体）	972 円	756 円
津市（R3 三重国体）	972 円	756 円

青の煌めきあおもり国スポつがる市救護所設置計画（案）

(単位：人)

競技名	競技会場名	救護所 設置数	職種	10月																	計	
				10日 (土)	11日 (日)	12日 (月)	13日 (火)	14日 (水)	15日 (木)	16日 (金)	17日 (土)	18日 (日)	19日 (月)	20日 (火)								
バレーボール (少年女子)	伊藤鉱業ア リーナつがる	2ヶ所	医師																			
			看護師																			
			保健師	2	2	2	2	2														8
柔道	伊藤鉱業ア リーナつがる	3ヶ所	医師											3	3	3					9	
			看護師																			
			保健師						2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
			柔道整復師													2	2	2	2	2	2	6
計		5ヶ所	医師													3	3	3	3	3	9	
			看護師																			
			保健師		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	15
			柔道整復師															2	2	2	2	6

※ 柔道競技の15日・16日は公式練習日

參考資料

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

宿泊衛生専門委員会委員名簿

番号	機関・団体名	役職名	氏名
1	つがる市商工会	副会長	鈴木 秀夫
2	つがる市観光物産協会	副会長	(故) 小山内 金弥
3	つがる地球村株式会社	館長	清野 幸喜
4	株式会社つがる総合商社	柏ロマン荘支配人	水上 昌弘
5	有限会社稲垣温泉ホテル	代表取締役社長	片山 貴善
6	宗教法人高山稲荷神社	参籠所主任	工藤 陽子
7	一般社団法人西北五医師会	副会長	宮重 希典
8	西つがる歯科医師会	専務理事	平田 俊介
9	一般社団法人青森県薬剤師会西北五支部	担当委員	福士 則明
10	公益社団法人青森県看護協会西北五支部	支部長	櫻庭 あゆみ
11	つがる市健康福祉部健康推進課	課長	石岡 秀子
12	つがる市民生部市民課	課長	川越 七重
13	つがる市経済部観光・ブランド戦略課	課長	原田 隆彦

青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項（必要部分抜粋）

10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、青森県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会または会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする
なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当（お茶を含む）	1, 100円以内（税抜）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) つがる市を代表する者
- (2) つがる市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、つがる市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから第19条第1項の規定により実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任する事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

（解散）

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

（委任）

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和6年6月19日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」と、「第 80 回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ」と、「第 25 回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり障スポ」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則（令和3年7月1日決定）第13条第3項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会常任委員会からの付託事項は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときには、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 ほかの専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。



青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
(つがる市 総務部 国スポ・障スポ推進室)
〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52
TEL 0173-49-1193 FAX 0173-49-1212